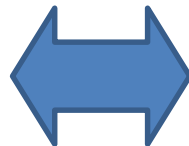


公共事業の場合

国や地方公共団体が用地買収等のため、利害関係人として家庭裁判所に申立てを行い、財産管理制度を活用。



民間事業の場合

民間事業者が任意の都市開発事業等まちづくり事業を施行する際に、利害関係人として家庭裁判所に申立てを行い、財産管理制度を活用できるかは明らかでない。

事業の施行に当たって、これから関係権利者の同意を得ようとする段階又は土地の売買契約を申し込もうとする段階では、次のような論点があるのではないか。

- 当該民間事業者が、財産管理者制度を活用するための申立てを行うことができる利害関係者に該当すると言えるか。
- 家庭裁判所が、当該民間事業者がまちづくり事業を本当に施行しようとしているかどうか判断できるか。
- 不在者等財産に該当する土地が、当該民間事業者がまちづくり事業を施行しようとする区域内に所在することを立証できるか。等

地方創生を推進するため、民間事業者による財産管理制度の活用を促進する方策が考えられないか。

(例) 行政による事業の認定制度や施行区域の公告制度等の創設により、家庭裁判所による事業の特定を円滑化